

関自保第406号
令和8年3月31日

一般社団法人 東京都トラック協会会長 殿

関東運輸局
自動車技術安全部長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書の公表について

標記について、物流・自動車局安全政策課長から別添（令和8年3月27日付け、国自安第228号）のとおり事業用自動車事故調査委員会が下記1件について事業用自動車事故調査報告書を公表した旨の通達がありましたので、当該通達について了知いただくとともに、貴会会員に対して、本報告書を活用した運行管理者や運転者への指導教育を実施し、より一層の安全運行に努めていただけますよう、周知徹底をお願いします。

記

〔重要調査対象事故〕

大型乗合バスの追突事故（三重県三重郡菰野町）

事故概要：①運転者交替をせずに運転を継続し、長時間運転となったため、居眠り運転となり、前方を低速で走行していた大型トラックに追突する第一事故が発生。

②その後、第一事故により非常点滅表示灯の操作レバーが破損し、運転者は、非常点滅表示灯が点灯できなかったことに加え、停止表示器材や発炎筒の設置を怠ったため、第1車両通行帯に停車していた同バスに、後続の大型トラックが衝突する第二事故が発生した。

事故原因：①運行計画と異なる長時間運転が行われていたこと。

②第一事故発生後、運転者は、直ちに同バスを安全な場所に移動させていないこと、非常点滅表示灯の点灯ができなかったこと、停止表示器材の設置及び発炎筒の点火等の危険を防止する措置を怠ったこと。

※事業用自動車事故調査報告書については、以下のURLからも確認いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

国自安第228号
令和8年3月27日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局安全政策課長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書の公表について

今般、事業用自動車事故調査委員会が、下記の1件について事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

つきましては、貴各運輸局等においては、本報告書を踏まえ、運行管理の重要性について改めて意識したうえで、事業者に対し指導をお願いします。

なお、本件については、別紙のとおり関係団体に対し通知したので申し添えます。

記

[重要調査対象事故]

大型乗合バスの追突事故（三重県三重郡菰野町）：別添1、別添2

事故概要：①運転者交替をせずに運転を継続し、長時間運転となったため、居眠り運転となり、前方を低速で走行していた大型トラックに追突する第一事故が発生。

②その後、第一事故により非常点滅表示灯の操作レバーが破損し、運転者は、非常点滅表示灯が点灯できなかったことに加え、停止表示器材や発炎筒の設置を怠ったため、第1車両通行帯に停車していた同バスに、後続の大型トラックが衝突する第二事故が発生した。

事故原因：①運行計画と異なる長時間運転が行われていたこと。

②第一事故発生後、運転者は、直ちに同バスを安全な場所に移動させていないこと、非常点滅表示灯の点灯ができなかったこと、停止表示器材の設置及び発炎筒の点火等の危険を防止する措置を怠ったこと。



国自安第228号
令和8年3月27日

公益社団法人日本バス協会会長
一般社団法人公営交通事業協会会長
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長
一般社団法人全国個人タクシー協会会長
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長
公益社団法人全日本トラック協会会長
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長

殿
(単名各通)

国土交通省物流・自動車局
安全政策課長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書の公表について

事業用自動車事故調査委員会においては、事業用自動車の起こした重大な事故について、各分野の専門家が議論し、事故要因の調査分析を行っております。

この度、同委員会により下記1件の事業用自動車事故調査報告書が公表されました。

つきましては、貴会傘下事業者において、本報告書を運行管理者や運転者への指導教育に活用し、より一層の安全運行に努めていただけるよう、関係者への同報告書の周知方よろしくお願いいたします。

記

[重要調査対象事故]

大型乗合バスの追突事故（三重県三重郡菰野町）：別添1、別添2

事故概要：①運転者交替をせずに運転を継続し、長時間運転となったため、居眠り運転となり、前方を低速で走行していた大型トラックに追突する第一事故が発生。

②その後、第一事故により非常点滅表示灯の操作レバーが破損し、運転者は、非常点滅表示灯が点灯できなかったことに加え、停止表示器材や発炎筒の設置を怠ったため、第1車両通行帯に停車していた同バスに、後続の大型トラックが衝突する第二事故が発生した。

事故原因：①運行計画と異なる長時間運転が行われていたこと。

②第一事故発生後、運転者は、直ちに同バスを安全な場所に移動させていないこと、非常点滅表示灯の点灯ができなかったこと、停止表示器材の設置及び発炎筒の点火等の危険を防止する措置を怠ったこと。

※ 事業用自動車事故調査報告書については、以下のURLからもご確認いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>